

# 「フジテレビ コンプライアンス ガイドライン」

「フジテレビ コンプライアンス ガイドライン」は、株式会社フジテレビジョン（以下「フジテレビ」といいます）のすべての役員及び従業員が遵守すべき内部規範を定めるものです。私たちは、当社の企業理念および番組基準などに掲げられた社会的責任、社会貢献、明るい職場の実現のために本ガイドラインを遵守することを宣言します。

## ＜基本理念＞

- (1) 私たちは、メディアの持つ社会的な影響力の大きさを自覚し、社会や視聴者の信頼を広く得られるように、社会情勢の変化にも適時に対応してその責任を果たしていきます。
- (2) 私たちは、適確で信頼できる情報の発信と健全で良識ある番組・コンテンツの提供を行い、誰もが安全で心身ともに豊かな生活を送ることができる社会の実現に努めます。
- (3) 私たちは、すべての人の人権を尊重し、法令を遵守し、高い倫理観の下、本ガイドラインに基づいた事業活動を行うことで、公平で平和な自由社会を守り、人それぞれの価値観を大切にす、人にやさしい企業であることに努めます。

## ＜行動指針＞

### 1. 社会的責任

- (1) 私たちは、社会の公器としての自覚及び放送人としての使命を胸に、国民の知る権利に応え、言論・表現の自由を守り、公平公正で信頼できる情報を発信し、社会に求められる責任を果たします。
- (2) 私たちは、事業活動を通じて、誰一人取り残されない包摂的な社会の実現を目指し、ジェンダー平等の実現や、その他のダイバーシティに関する施策についても積極的に進めていきます。
- (3) 私たちは、持続可能な社会の実現のために、事業活動による環境への負荷を低減するよう自ら積極的に取り組むとともに、地球環境保全のための啓発活動を支援します。
- (4) 私たちは、事業活動を通じて、文化、スポーツ、教育の発展を図るとともに、その他の社会貢献活動にも積極的に取り組み、健全な社会の実現に努めます。

### 2. 人権の尊重

- (1) 私たちは、放送する番組及び事業活動を通じて、多様な価値観を重んじ、人権を尊重します。

- (2) 私たちは、人権侵害行為や不当な差別を許さず、フジテレビの事業活動により影響を受けるすべてのステークホルダー（取引先をはじめとする関係者、取材対象者等を含む。以下同じ。）の人権が侵害されることがないように、最善を尽くします。
- (3) 私たちは、従業員やその他のステークホルダーから、人権侵害に関する情報提供や相談を受けた場合には、真摯に耳を傾け、適切に調査し、必要な対策を速やかに講じます。
- (4) 私たちは、自らの事業活動において、何らかの人権侵害行為が行われた可能性があることが判明した場合には、速やかに誠実に対応し、必要な検証と対策を行います。
- (5) 私たちは、働く者ひとりひとりの人権を尊重し、不当な差別やハラスメントのない、安全で自由闊達な職場環境を大切にします。また、ひとりひとりが生き生きと働くことのできる企業であることで、個人やチームが最大限のパフォーマンスを上げられる状態を目指します。

### 3. 法令等の遵守

- (1) 私たちは、放送の公共的使命と社会的責任を認識し、放送法を含むすべての法令並びに社会規範を遵守して事業活動を行います。
- (2) 私たちは、フジテレビの番組基準など番組制作に関する社内規則や、その他の社内規則を遵守して事業活動を行います。
- (3) 私たちは、職務上知り得た第三者の秘密情報について法令を遵守して適切に取り扱い、不当に他者に漏洩することなく、業務上必要な目的のためにのみ使用します。また、退職後も業務上知り得た機密情報については漏洩しません。
- (4) 私たちは、個人情報を適正に管理し、個人情報保護法を遵守した取り扱いをします。
- (5) 私たちは、職務に関して知り得た、企業の未公表の内部情報を適切に取り扱い、インサイダー取引を行いません。
- (6) 私たちは、会社の知的財産権を適切に保全すると同時に、第三者の知的財産権を侵害することのないよう慎重に取り組みます。
- (7) 私たちは、会社の職務、地位及び財産を私的な利益のために利用しません。

### 4. ステークホルダーとの健全な関係

- (1) 私たちは、すべてのステークホルダーと適切な意思疎通を図りながら健全な関係を構築します。
- (2) 私たちは、独占禁止法、下請法などの法令並びに取引先との契約を遵守し、公正、透明、自由な取引を行います。
- (3) 私たちは、取引先との間で、社会通念上不適切な接待、贈答、その他経済的利益の授受を行わず、常に社会規範に即した行動に努めます。
- (4) 私たちは、公務員またはこれに準ずる立場の人たちに対して不正な接待や贈答、利益供与を行いません。
- (5) 私たちは、反社会的な団体及び個人に対していかなる名目での利益供与も行いません。

## 5. 通報制度の整備

- (1) 私たちは、本ガイドライン違反行為を対象とする従業員からの通報について、通常の指揮命令系統とは別に設置した窓口において、誠実に対応し、コンプライアンス体制の向上に努めます。
- (2) 私たちは、本ガイドライン違反行為を対象とする社外のステークホルダーからの情報提供があった場合にも、誠実に対応します。
- (3) 私たちは、通報者に対して通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを一切行いません。

以上